

# 東京都訪問看護教育ステーション事業実施要綱

平成25年8月23日

25福保高介第537号

## 第1 目的

この事業は、東京都訪問看護教育ステーション（以下「教育ステーション」という。）を設置し、身近な地域において、訪問看護に関心のある看護職に対する訪問看護ステーションでの職務体験や、新任の訪問看護師（訪問看護に従事する看護師をいう。以下同じ。）等の個々に有する知識・経験等に応じた実践的な研修・指導及び助言が受けられる仕組みを整備することにより、訪問看護への就業意欲を喚起するとともに、訪問看護師の確保・育成・定着を図ることを目的とする。

## 第2 用語の定義

この要綱で使用する用語の例は、次に定めるところによる。

- 1 訪問看護とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第4項に規定する訪問看護をいう。
- 2 訪問看護ステーションとは、法第41条第1項本文の指定を受けた者が、訪問看護を行う事業所（法第71条に規定する指定居宅サービス事業者の特例に基づく指定による事業所を除く。）をいう。
- 3 訪問看護認定看護師とは、公益社団法人日本看護協会（以下「日本看護協会」という。）が日本看護協会認定看護師規程により訪問看護の分野について認定した看護師をいう。
- 4 地域看護専門看護師とは、日本看護協会が日本看護協会専門看護師規程により地域看護の分野について認定した看護師をいう。
- 5 教育ステーションとは、地域において訪問看護師の確保・育成・定着に関する事業を実施する、東京都知事の指定を受けた訪問看護ステーションをいう。

## 第3 実施主体及び実施方法

本事業の実施主体は東京都とし、教育ステーションに委託して実施するものとする。

## 第4 事業内容

教育ステーションは、指導者として訪問看護認定看護師若しくは地域看護専門看護師又はそれらに準ずる者を置き、地域において次に定める取組を実施する。

- 1 訪問看護に関心のある看護職に対する訪問看護ステーションでの職務体験や新任の訪問看護師等に対する実践的な研修・指導及び助言を行うこと。
- 2 1に掲げる業務のほか、地域の訪問看護師の確保促進及び人材育成に関する業務を行うこと。

## 第5 その他

第1から第4までに定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この要綱は、決定の日から施行する。